

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 40 新退職給付会計基準の解説 一年金資産に関する事項の注

記一

2013/06/24 号のワンポイント会計基準でも触れましたが、企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」が平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から新たに適用されます。今回は、当基準により開示が求められている注記事項のうち、「年金資産に関する事項（年金資産の主な内訳含む。）」に関連して、事前に確認しておく必要がある事項について触れたいと思います。

退職給付に関する会計基準（以下、新基準という）では、国際的な会計基準とのコンバージェンスを進める観点から、注記事項の拡充を図るため、確定給付制度（原則法）に係る事項として多くの項目の注記が求められています。その一つに、「年金資産に関する事項（年金資産の主な内訳を含む。）」があり、具体的には、以下の項目の記載が求められます。

（1）年金資産の主な内訳として、株式、債券などの種類ごとの割合又は金額。なお、退職給付信託が設定された企業年金制度について、年金資産の合計額に対する退職給付信託の額の割合が重要である場合には、その割合又は金額を別に付記する。

（2）長期期待運用収益率の設定方法に関する記載（年金資産の主要な種類との関連）

当該注記に関しては、事前に検討しておく必要がある点がいくつかあります。

これまでの基準では、年金資産残高の合計額のみを開示すれば足りていたため、実務的には、年金資産の公正な評価額の合計額のみを入手されていた会社も多いと考えられます。このため、新基準の適用に伴い、年金資産の主な内訳等の情報を適宜入手することができるかどうか、年金資産受託機関に対して事前に確認しておく必要があります。なお、注記の基礎となる情報は連結ベースで収集する必要があるため、連結パッケージの見直しも検討しておく必要があります。

また、事前に開示方針を検討しておくことも必要です。

「退職給付に関する会計基準の適用指針」において、当該注記の開示例が掲げられており、株式や債券などの項目が例示されています。ただし、開示の内容については、各企業の実情等に応じて異なることに留意する必要があるとされており、開示内容が企業の実情を反映した適切なものとなるよう検討する必要があります。

例えば、生命保険会社の一般勘定や各種ファンドを有している場合、株式や債券などに細分化して記載したり、重要性がある場合に「その他」区分に含めたりするのではなく、当該運用内容が分かる名称や「生命保険一般勘定」、「共同運用資産」その他の適切な名称を付して区分記載する開示方針も考えられます。

関連会計基準等：

企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」

企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」

監査・保証実務委員会研究報告第 26 号「年金資産に対する監査手続に関する研究報告」

(2013/7/22 号より)